

選挙運動用自動車運送契約書

(以下甲という。)と (以下乙とい
う。)は、 選挙における公職選挙法第 141 条の規定による選
挙運動用自動車の運送について、下記のとおり契約を締結する。

1 種類及び登録番号

自動車の種類
自動車の登録番号

2 使用期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

3 契約金額

金 _____ 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円)
(内訳 1日つき _____ 円)

ただし、2のただし書に該当するときは、1日の単価に使用日数を乗じて得た額とする。

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年棚倉町条例第1号)の規定に基づき棚倉町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、棚倉町が乙に支払う金額が3に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

選挙運動用自動車賃貸借契約書

(以下甲という。) と (以下乙と
いう。) は、 選挙における公職選挙法第 141 条の規定による選挙運動
用自動車の賃貸借について、下記のとおり契約を締結する。

1 種類及び登録番号

自動車の種類

自動車の登録番号

2 使用期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

3 契約金額

金 _____ 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円)

(内訳 1日つき _____ 円)

ただし、2のただし書に該当するときは、1日の単価に使用日数を乗じて得た額とする。

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年棚倉町条例第1号）の規定に基づき棚倉町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、棚倉町が乙に支払う金額が3に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

選挙運動用自動車燃料供給契約書

(以下甲という。)と

(以下乙という。)

は、選挙における公職選挙法第 141 条の規定による選挙運動用自動車の燃料供給について、下記のとおり契約を締結する。

1 供給を受ける自動車の自動車登録番号

2 供給を受ける場所

3 供給期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、供給期間を短縮することができる。

4 契約金額

単価 1 リットル当たり 円 (税込) とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 3 年棚倉町条例第 1 号）の規定に基づき棚倉町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、棚倉町が乙に支払う金額が 4 に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

(以下甲という。) と (以下乙という。)
は、 選挙における公職選挙法第 141 条の規定による選挙運動用自動車の運転手の雇用について、下記のとおり契約を締結する。

1 運転する期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、雇用期間を短縮することができる。

2 契約金額

金 _____ 円 (税込)

(内訳 1日つき _____ 円 (税込) × _____ 日間)

ただし、1のただし書に該当するときは、1日の単価に使用日数を乗じて得た額とする。

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年棚倉町条例第1号）の規定に基づき棚倉町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、棚倉町が乙に支払う金額が2に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

選挙運動用ビラ作成契約書

(以下甲という。) と

(以下乙という。)

は、選挙における公職選挙法第 142 条の規定による選挙運動用ビラの作成について、下記のとおり契約を締結する。

1 品名 公職選挙法第 142 条の規定による選挙運動用ビラ

2 作成枚数 _____ 枚

3 契約金額

金 _____ 円 (税込)

(内訳 単価 _____ 円 (税込) × _____)

4 納入期限 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 3 年棚倉町条例第 1 号）の規定に基づき棚倉町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、棚倉町が乙に支払う金額が 3 に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲

乙

選挙運動用ポスター作成契約書

(以下甲という。)と (以下乙という。)
は、選挙における公職選挙法第 143 条の規定による選挙運動用ポスターの作成について、下記のとおり契約を締結する。

1 品名 公職選挙法第 143 条の規定による選挙運動用ポスター

2 作成枚数 _____ 枚

3 契約金額

金 _____ 円 (税込)

(内訳 単価 _____ 円 (税込) × _____)

4 納入期限 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年棚倉町条例第1号）の規定に基づき棚倉町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、棚倉町が乙に支払う金額が3に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲

乙